

# **道の駅活性化ビジョン作成業務**

## **企画・事業実施等に関する提案募集要項**

**令和4年4月**

**雲南市役所**

## 道の駅活性化ビジョン作成業務について

雲南市観光振興計画に基づき、市内4つの道の駅についてのソフトとハード両面での活性化策を検討し、道の駅を中心とした地域全体の魅力及び収益力向上に資するビジョンを作成する。

市内道の駅活性化に向けたビジョン並びにアクションの作成に関する提案を募集します。

### 1. 募集の名称

道の駅活性化ビジョン作成業務

### 2. 募集する内容

実施する業務は道の駅運営者等と協議しながら、市内道の駅活性化に向けた実行性のあるビジョン並びにアクション計画を作成するもので、本業務を実行する手法等に関して提案いただきます。

#### (1) 活性化に対する基本方針

【ビジョン案】道の駅の魅力化による観光等誘客推進

～周辺市町村から雲南市へ「観光消費の流れ」をつくる～

【アクションの方向性】

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ① 立地や特色を活かす     | ⇒道の駅のテーマ性を追求する。   |
| ② 発信力を強化する      | ⇒発信できる目玉商品づくり     |
| ③ 隣接観光スポットと連携する | ⇒周辺エリアと連携、誘客に貢献する |
| ④ 運営主体の強化       | ⇒経営効率化、利用者目線の運営   |

#### (2) 対象施設

##### ①掛合の里

【住所】雲南市掛合町掛合 1800 - 2 【電話】0854-62-1510

【管理者】(レスト&ハウス) 合同会社 RE

##### ②さくらの里きすき

【住所】雲南市木次町山方 1134 番地 31 【電話】0854-40-1052

【管理者】さくらの里株式会社

##### ③おろちの里

【住所】雲南市木次町北原 1603 番地 【電話】0854-48-9062

【管理者】NPO 法人ふるさと雲南

##### ④たたらば壺番地

【住所】雲南市吉田町吉田 4378-31 【電話】0854-74-0018

【管理者】たたらば壺番地郷栄会

(3) 業務のすすめ方 (イメージ)

1) 各道の駅をヒアリング (現状把握)

2) 各道の駅ごとにチームをつくる

※道の駅を中心に観光推進するチーム。チーム組成については、道の駅関係者ならびに市役所などの協議の上で実施

3) 計画に関する協議

※協議を主催し、進捗管理をしながら検討をすすめる。

※各道の駅にはセンサーカメラが設置してあるので、人数、性別、年代が測定できるので、そのデータも活用できる。

4) 試行 (取り組めたことを何か1点、試行的に実施する)

※市の補助金 (消費喚起・販売促進活動等支援事業補助金) の活用を想定

5) 計画をまとめる。

※7月～8月に中間報告を行い、2月下旬に最終報告会を行う。

※道の駅「掛合の里」に関しては道の駅「掛合の里」活性化検討委員会等との協議の機会を別途もつこと (2回程度)

(3) 業務において検討し決定すること

1) 道の駅全体のビジョンと個々の道の駅ごとに取り組む活性化に向けたアクション計画

2) 効率的な運営ができるよう経営改善の計画

4) 改修計画の作成

※施設ハード面の課題を整理し、対応策を検討し、図示する。

※掛合の里、さくらの里きすきは、周辺エリアを含めた活用案をつくること

(4) 委託上限金額 3,729千円以内(税込)

(5) 企画提案の考え方

下記内容についてご提案ください。

項目	内容
① 本業務遂行のための体制並びに実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社内の体制、主担当者の経歴</li><li>・ 飲食コンテンツの開発や建築、ランドスケープなど、業務実施にあたって連携する企業、専門家がいる場合は実績・経歴</li><li>・ 本業務に関係する会社としての実績 (10年以内)</li><li>・ この業務に対する御社の強みは何か。</li></ul>
② 道の駅の活性化に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道の駅に関する現状認識ならびに活性化に向けた考え方</li><li>・ 目玉商品開発に向けた考え方</li><li>・ 施設ならびに隣接地の活用等ハード面に対する考え方</li></ul>

③ 業務運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状認識やニーズ把握のために実施すること</li> <li>・協議の進行管理に関する工夫</li> <li>・改修計画作成にあたっての進め方、工夫</li> </ul>
④ 情報発信等の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅全体として取り組むべき情報発信の手法や工夫</li> </ul>
⑤本業務実施にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を事業実施するための経費（見積書）</li> <li>※実施項目ごとに積算すること</li> </ul>

### 3. 申請及び選定方法

(1) 公 募：市内道の駅活性化に向けたビジョン並びにアクションの作成に関する提案を公募し、選考委員会で審査し決定します。

(2) 申請資格：①法人格を有する事業者。個人での応募は不可。複数の事業者による共同事業体による提案も可。

②本市との協議・調整に十分な能力を有し、提案に関する諸条件について柔軟な対応ができる事業者

③次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・自治法244条の2第11項の規定により、雲南市または他の地方公共団体の指定停止を受けていないこと。
- ・県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(3) 提出書類：申請書、企画提案書

※正本1部、副本10部（副本はコピー可）

※雲南市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合には、

「法人の登記事項証明書及び定款写し」、「決算書（直近2期分）」、「市税滞納が無い旨を証明する書類」及び「雲南市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

(4) スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表（募集開始）	令和4年4月22日（金） ○本市ホームページに掲載します。
参加表明書の提出	令和4年5月13日（金）まで
質問受付期間	令和4年4月22日（金）～5月19日（木）17時まで ○質問書(様式1)に記載し、電子メールにより提出。電話・FAX及び口頭による質問は受け付けません。 ○質問締切後、随時、本市ホームページにて回答を掲載します
企画提案書等の書類受付期間	令和4年5月9日(月)～5月20日（金）17時(土日祝日を除く) ○提出は郵送又は持参のみとします。 ○郵送の場合、書留郵便により最終日の17時必着
選考委員会による審査	令和4年5月26日（木）（予定） ○選考委員に対して企画提案書をもとにしたプレゼンテーションを行っていただきます（パワーポイントの使用は可能、追加資料は不可）。 ○日程、場所等は提出書類確認後に通知いたします。
結果の通知・公表	令和4年5月31日（火）（予定）

※ 提案いただいた内容については、市及び関係機関等との協議を経て議会へ報告します。

## (5) 審査基準

下記の審査項目、審査の観点を審査基準として定め、評点の合計が最も高い申請者を選定します。

項目 1	項目 2	配点
①本業務遂行のための体制並びに実績	ア) 社内の実施体制 イ) 主担当者の経歴、実績 ウ) 専門家など社外との連携体制 エ) 類似事例の実績 オ) この業務に対する強み	25点
②道の駅の活性化に対する考え方	ア) 道の駅に関する現状認識、活性化に対する考え方 イ) 目玉商品の開発の手法、考え方 ウ) 施設ならびに隣接地の活用などハード整備面に対する考え方	30点
③ 業務運営の工夫	ア) 現状認識やニーズ把握の手法 イ) 協議の進行管理に関する工夫 ウ) 改修計画作成の進め方	30点
④情報発信等の工夫	ア) 情報発信の考え方・手法等 イ) 効果的に実施するための工夫	10点
⑤経済性	ア) 見積内容及びコスト	5点

## (6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたり不相当と認められるもの

## (7) 申請に関する注意事項

- ① 共同事業体の場合  
代表を定めることとします。なお、申請後の代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 複数申請の禁止  
1 申請者につき、1 申請とします。なお、共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成団体は当該施設に関して、他の共同事業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- ③ 申請書類の取扱い  
提出された書類は返却しません。
- ④ 費用負担

申請書類作成等に要する費用は申請者負担とします。

⑤ 再提出等の禁止

提出された申請書類の再提出、差し替えはできません。ただし、事故等のやむを得ない事象が生じた場合は速やかに変更内容を証明できる書類を添えて提出ください。

⑥ 申請書類の取扱い及び著作権

提出された申請書類は返却しません。また、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

#### 4. 提出先・問合せ

雲南市役所 産業観光部 道の駅再生推進室 担当：加藤、中西

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

電話：0854-40-1054 FAX：0854-40-1059

E-mail [kankoushinkou@city.unnan.shimane.jp](mailto:kankoushinkou@city.unnan.shimane.jp)